

平成 18 年 10 月 23 日

## 作業員の負傷について

平成 18 年 10 月 21 日午前 11 時 16 分頃、点検停止中の 4 号機原子炉格納容器内において、協力企業作業員が左手中指を負傷したため、業務車にて病院へ搬送いたしました。

確認の結果、当該作業員は原子炉格納容器内の設備調査のため、原子炉圧力容器の生体遮へいの扉を開く際、扉が重く、取っ手が高い位置にあることから取っ手の下にある突起物をつかみ開けたところ、左手中指を配管との間に挟んで負傷したことがわかりました。

診察の結果、「左第 3 指切傷・骨折」と診断され、通院加療となりました。

対策として、生体遮へいの扉を開閉操作する際には、開閉用の取っ手を使用するよう表示し注意喚起を行います。また、扉の改造について検討いたします。

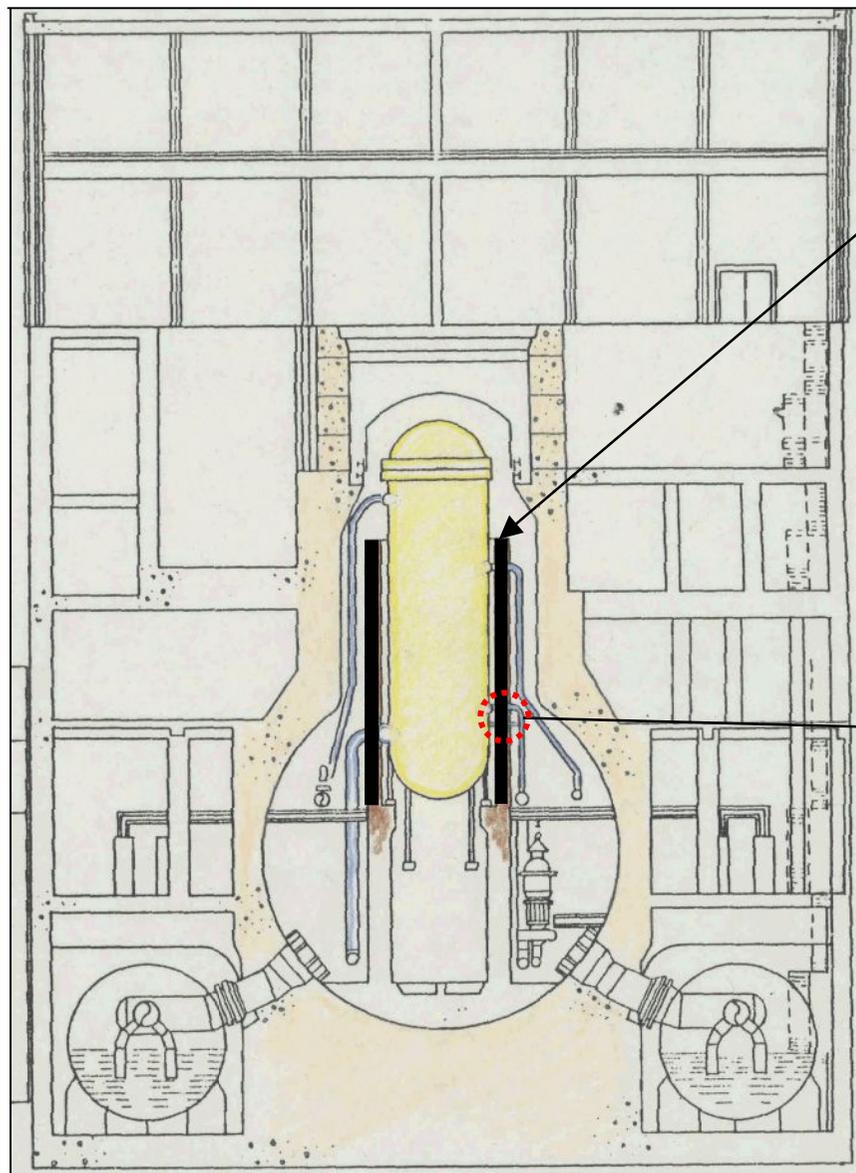
本事例については当社および協力企業に紹介し、再発防止に努めてまいります。

なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

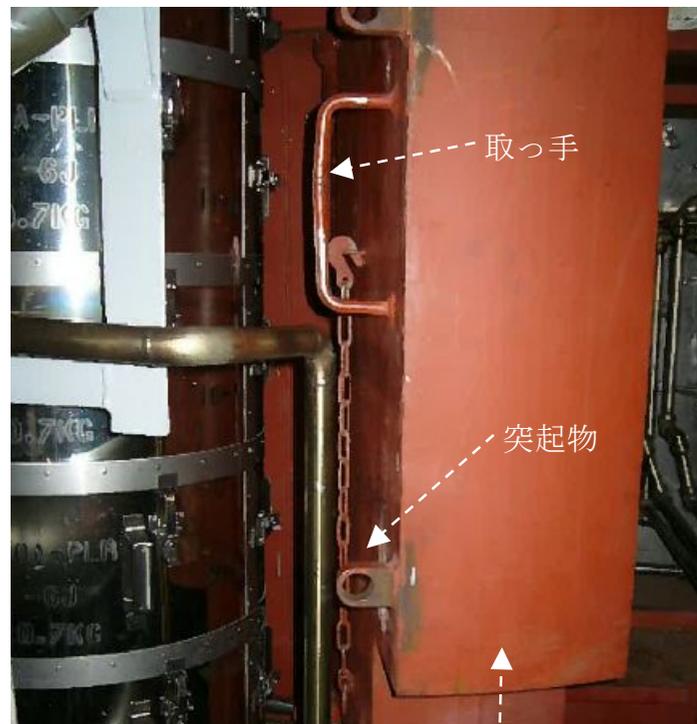
以 上

\* 生体遮へい

放射線による人体への影響を軽減するための構造物。



生体遮へい



取っ手

突起物

生体遮へいの扉

4号機原子炉建屋の概要